

＜研究ノート＞

社会基盤整備事業における紛争の解決支援 (1) ¹

— 紛争と解決の構造 —

Capacity Building for Resolving Dispute in Social Infrastructure Development Programs (1) : Basics of Dispute Resolution

奥村 哲史

1. はじめに
2. 紛争と解決の基本構造
 - (1) 紛争のとらえ方
 - (2) 紛争の構造
 - (3) 紛争解決のアプローチ : Ury, Brett, & Goldberg のモデル
 - (4) 解決の評価規準

1. はじめに

アジア開発銀行 (ADB) は 2007 年、同行の環境および社会的セーフガード部門 (Environment and Social Safeguards Division) 主導によるフィールドワークと調査から、開発事業が要する住民移転 (resettlement) にかかる補償と評価について、カンボジア、中華人民共和国、インドに関する報告書を公表した²。2005 年から発表されている住民移転のリスクマネジメントへのキャパシティ・ビルディング・シリーズの第 9 集となるものである。一連の調査の目的は、開発事業がもたらしうる非自発的住民移転 (involuntary resettlement) による貧困化のリスクを明確にし、ADB および開発途上関係国の対処能力を向上させるところにおかれている (ADB, 2007, p. ii)。開発を目的とした事業が、社会的に負の影響をもたらす事態が、取り組むべき重要な課題として顕在化していたのである。本来は、事業実施者 (当該国政府) に解決の責務がある課題だが、そのキャパシティが不十分な場合には、事業に資金援助を行う間接的影響力のある ADB や世界銀行あるいは支援提供国政府の道義的責任の認識と責任の遂行が、当該問題の解決に問われうるのが直視すべき現実となっている。

こうした背景から、日本の総合的な政府開発援助の実施機関である JICA (独立行政法人国際協力機構) も 2008 年に有識者委員会を設置し、30 数回にわたる協議を経て、環境社会配慮ガイドライン (Environmental and Social Considerations) を策定し、2010 年に公布する³。

JICA はプロジェクト (相手国等が実施し、JICA が協力を行う対象の事業) を、

その概要、規模、立地等を勘案して、環境・社会的影響の程度に応じて4段階のカテゴリに分類する（JICA, 2010, p.6）⁴。カテゴリ分類の基準は、影響を及ぼしやすいセクター（工業開発、火力・水力発電、道路・鉄道・橋梁、空港・港湾など13項目のなかで大規模なもの）、影響を及ぼしやすい特性（大規模な非自発的住民移転、地下水用水、埋立・土地造成、森林伐採など4項目）、影響を受けやすい地域（国立公園や国指定の保護対象地域、原生林や生態学的に重要な生息地等の自然環境、少数あるいは先住民族の生活地域などの社会環境など3項目）として例示される（JICA, 2010, pp.24-25）。

環境や社会に望ましからざる重大な影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトはカテゴリAに分類される。カテゴリAプロジェクトについては、相手国等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書、大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画が、先住民のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民移転計画が提出されなければならない。環境アセスメントは1999年の世界銀行Operational Policy、OP 4.01 - Annex B - Content of an Environmental Assessment Report for a Category A Project (<https://ppfdocuments.azureedge.net/3902.pdf>)に基づいて行われ、事業案件の基本情報、環境への影響（予測・評価）、代替案の分析、環境管理計画、協議からなる（JICA, 2010, p.6, pp.22-23）。さらにカテゴリAのプロジェクトを中心として、環境社会配慮面について検討する助言委員会を設置し、特に調査報告書、環境アセスメント、住民移転計画等が審査され、これらは全カテゴリについて情報公開の対象となる。また対象事業についてガイドラインが順守されないことによる被害ないし懸念が発生する場合には、当該国の住民が直接JICAに異議申し立てられる制度が用意されている。

2010年のガイドライン施行後、2016年度末までに約1800件にガイドラインが適用された。その間、2015年には開発協力大綱の閣議決定があり、質の高いインフラ投資の推進などの日本政府の方針が公表され、同年9月の国連サミットで持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)の採決、翌年には世銀セーフガード政策改訂版(Environmental and Social Framework)が世銀理事会で承認される。こうした国際潮流の変化を背景に、JICAはガイドラインの運用状況を検討している⁵。

このガイドラインと諸手続がしかるべき機能を示してきた一方で、紛争が生じたプロジェクトもある。たとえばインドでは、JICAが円借款を担当し、日本の国土交通省が技術協力を行い、日本の新幹線方式が採用されるインド初の高速鉄道建設計画が2018年、地元の反対運動に直面した。

この高速鉄道は、ムンバイ＝サバルマティ間全長508キロメートル、総事業費約1兆7400億円のうち最大8割を日本が円借款で供与する事業である。報道によれば、インド西部マハラシュトラ州の建設ルートに位置する村では、計画により村唯一の小学校が壊されることになり、校舎を失えば児童は15キロ先まで通学しなければならないが、インド政府側が新校舎の建設について提示したのは約8万円の補助のみで、それ以外は地元負担とされ、同村長は「とてもまかな

える金額ではない」と語る。

近隣でチューインガムの原料となる果実を生産する農家に対しては、インド政府が「2014年の市場価格の数倍」で土地を買い取ると申し入れたが、農地を失う不安は大きい。また、上述の村長は「この辺の土地は活発な取引がなく、土地の値段など誰も知らない。市場価格とやらを決めるのも政府だ」と述べる。この村では、補償や説明に不満を抱いた農民らが5月、5万人以上が参加する抗議デモが行なわれた。

同州では、インドの有力企業グループ・ゴドレジも、予定する開発に支障が出るとして、3.5ヘクタールの土地売却を拒否。線路の敷設先変更を求め、裁判所に訴えを起こした⁶。

またミャンマーでは、ヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区（SEZ: Special Economic Zone）開発事業が両国の合弁出資（ミャンマー側51%出資、日本側49%出資（うちJICA10%））により設立された事業会社によって進められているが、2014年にティラワ地区住民グループが、開発事業による住民移転にかかる異議申立書を提出するケースが出ている。JICAのガイドラインの異議申立手続が活用された例である。

経緯は、たとえば特定非営利活動法人（NGO）メコン・ウォッチがそのウェブサイト⁷に詳細を掲載している⁷。申し立ての異議の焦点は、当該事業によって移転を余儀なくされた対象住民の農地の喪失や農地へのアクセスの喪失、生計手段の喪失、貧困化、教育機会への懸念、標準以下の住宅・基本インフラ、清潔な水へのアクセスの喪失等である⁸。

これに対し、JICAは同機構内の事業担当部署及び環境審査部署からは独立した、理事長直属の異議申立審査役が申立内容について現地調査を含む審査を実施し、付属資料を含む54ページの報告書が提出されている⁹。

本稿は、いずれの主張ないし説明内容への是非を論じようとするものではなく、目的は、開発事業がもたらす、環境への影響、社会への影響に対して手続や要件を明示し、その実施を確保してもなお、コンフリクトは発生し、不服や異議の申し立てという紛争が起こるといふ現実と、その紛争の解決および解決過程からの学習を制度や手続の改訂に活用するところにある。

ここまで、我が国が経済的、技術的に支援する開発途上国での社会基盤整備事業の例を述べたが、国内においても、成田空港問題の経緯と現状が象徴する問題が、規模の差こそあれ発生し続けている。2015年には東九州自動車道で未開通となっていた福岡県内のインターチェンジ間の用地収用をめぐる問題は、約200人の県職員や委託業者らが地権者の設置したバリケードや小屋を撤去し、抵抗する本人を抱え、土地境界を示す杭を打ったばかりの敷地外に連れ出す様子の映像と共に報道された。

法が整備され、制度が設計され、運用実務上の経験知が蓄積されている国においてもなお、社会資本の開発ないし再開発事業が、環境的、社会的に影響し、多大な諸コストをもたらす社会問題を引き起こしうる。

経済環境への寄与を目的とする開発事業が、自然環境や社会環境に副次的な影響をもたらし、その影響が適切に管理されなければ、ネガティブな問題をもたらすのは構造的な課題である。現代社会における典型的な構造的対立の一つに労使関係がある。労使双方が争議や紛争から学び、協定を結び、手続や制度を定め、それらを定期的に改訂してなお労使紛争はいたるところで発生する。日本国内では大規模な労働争議やストライキは、あまり目にしなくなったが、経済的な先進国で民主体制であるという意味においては類似性のある諸外国、たとえばフランスではそれらは珍しくない光景であり、アメリカでは、例えばプロスポーツの領域では野球の 1994 年シーズンのストライキ、バスケットボールの 1998 年シーズンのロックアウトをはじめ、労使の話し合いが合意に至らず、莫大なチケット収入や放映権料はもとより、関連商品の売り上げ等の目に見える損失、人気の低下という、にわかには見えにくいがやはり高額な機会損失を双方が自ら被る事態を招く事例は少なくない。

2. 紛争と解決の基本構造

(1) 紛争のとらえ方

本稿で用いる紛争という用語は、この領域の国際研究の標準語では *dispute* である。こうした確認があえて必要であろうと思われるのは、紛争というと日本の通常の用法では、中東における紛争、アフリカにおける氏族間紛争のような武力行使を含む政治闘争を示唆する印象があるためである。

フェルスティナー、エイベルとサラート (Felstiner, Abel, & Sarat) は、*dispute* とは、一方の要求 (*claim*) の全部ないし一部を、相手が拒否 (*reject*) したときの状況、と定義する。拒否はあからさまな拒絶の言葉で表現されるとは限らず、たとえば要求に対する回答が引き延ばされれば、妥協的対案 (部分的拒否) のシグナルと、と要求している側が拒絶的な反発として解釈するものも含まれる (Felstiner, Abel, & Sarat, p.636)。

ブレット (Brett) は、*dispute* (紛争) をコンフリクトの一つの形である、とし、コンフリクトは利害の対立におかれる状況であると述べる (Brett, p.81.)。

またフォレット (Follett) は、コンフリクトを「差異 (*difference*)」とし、世界のどこにでもあり、われわれが避けることのできないものだと述べる (Metcalf & Urwick, p.30)。

コンフリクトには心理学、社会学、政治学などそれぞれの学問領域と文脈によって、葛藤、軋轢、摩擦、衝突、抗争をはじめ対応する日本語にはいくつもの訳語があるが、本稿では、知覚された自他の間の相違に、利害という価値が備わり、特に自身の利益という価値が侵害されているという認識から、相手に要求を出す (ないし出さない) という行動に至るプロセス、そしてその要求が拒絶された状況の解決の検討を行う。

フェルスティナーらは、紛争は社会的構成概念 (*social constructs*) であり、物事と峻別し、気づかぬうちに不当な扱いをされたということを知覚し、それが不

服となり、最終的に要求として行動に移されていくプロセスを強調する (Felstiner, Abel, & Sarat, p.631)。

ユーリ、ブレット&ゴールドバーグが素朴に問う基本的課題、「不満があるとき、人々はどのようにしているか?」「その問題を誰・どこにもっていくのか?」「我慢するのはどれくらいの割合か?」(ユーリ、ブレット&ゴールドバーグ、邦訳、p.29)も、同様に、フェルスティナーらの、発生からトランスフォーメーションへという紛争に至るプロセスと同様の構想である。

(2) 紛争の構造

米ノースウエスタン大学名誉教授スティーブン・ゴールドバーグ(Goldberg)が、かつて米国の石炭業界の労使仲裁(arbitration)に携わっていた時期に直面した状況がある。労使間の紛争案件の多さ、しかも内容の争点は、労使協約で明示され、再解釈の必要がなく、重大とは思えないもので、さらに仲裁にかかる経費が会社側にも組合側にも高額になっていた(ユーリ他、邦訳、pp.151.)¹⁰。

これは特殊なケースではなく、当時 1970 年代中頃の石炭産業では、どの産業よりも仲裁が多用されており、仲裁人への直接費用はもとより、手続中に失われる生産時間から派生する損失、調査や報告書作成費、出張経費など多額の取引コストがかかっており、しかも紛争の再発が常態化し、事実上同一の問題が幾度も仲裁にかけられ、制度が負担過多になり渋滞遅延が起こっていた。

また、仲裁等の判決型の制度の特性として、結果が本質的に勝つか負けるか、になるため、しかも争点の多くが組合側が負けるものだったため、炭鉱夫の不満はさらに募り、制度への不信はもとより、勝とうとして闘争的になり、攻撃的な言動やその報復が応酬され、互いの関係は傷み、労使が協調して建設的に仕事をするという風土ではなくなっていた(ユーリ他、邦訳、pp.152.)。

米国における労使関係研究は、1930 年代に急伸する労働組合の組織化および中産階級の成長とともに進展してきたが、当時の労働組合は保守的で、現状維持的でさえあった、と言われている。1938 年にはエール大学に労使研究所(Labor and Management Center)が創設され、同研究所長バッキ(Bakke)が *Mutual Survival: The Goal of Union and Management* を 1946 年に出版し、翌年はハーバード大セレクマン(Selekman)が *Labor Relations and Human Relations* を出版する。1950 年代の関連文献からは、団体交渉や交渉プロセス、その戦略と戦術や諸問題、賃金決定やストライキといった労使関係における個別の課題が焦点化していることがわかり、全米の有力大学にこの領域の研究拠点が相次いで創設されているのも同じ時期である。

また、1957 年には *The Journal of Conflict Resolution* が創刊される。今日でもよく引用される¹¹編集者緒言は、コンフリクトを以下のように述べている。

コンフリクトは、社会学、心理学、精神分析学、経済学、政治学をはじめ、多くの異なる領域で研究されてきた。コンフリクトはさまざまな状況で発生する。国家間のもとより、家庭内でも、労使間にも、政党間にも、そして一個人の心の

中にも起こる。一つの領域でコンフリクトを特徴づけるパターンとプロセスの多くは、他の領域でも同じようにみられる。交渉と調停は労使紛争だけでなく、国際関係でも続いている。価格戦争や家庭内の不和は、軍拡競争のパターンとよく似ている。フラストレーションが募れば、個人にも国家にも攻撃性が生じる。労働組合の管轄権の問題と国家間の領土紛争には相似性がある。姿を現しつつあるコンフリクトに関する一般理論は、きわめて貢献力の高い領域となりうる (*The Journal of Conflict Resolution*, Vol.1, No.1, p.2)。

1965年にはウォルトンとマッカーシー (Walton & McKersie) が *A Behavioral Theory of Labor Negotiations: An Analysis of Social Interaction System* によって、労使交渉論の基本的構造が国際関係や当時の米国の公民権運動などの問題への一般理論として展開しうることを示した。

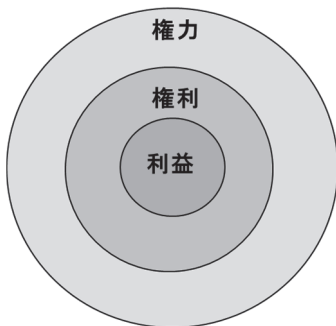
かくも長い調査・研究と実務の歴史があつてなお、諸環境の変化や社会的価値観の変容と共に、コンフリクトと紛争は発生し続け、常に解決のための努力と制度の策定、刷新が求められる。冒頭にとりあげた ADB や JICA のガイドラインの改訂も変化への対応努力の一つである。

(3) 紛争解決のアプローチ：ユーリ、ブレット&ゴールドバーグのモデル

ユーリ、ブレット&ゴールドバーグは、炭鉱の労使紛争の調査から、紛争の解決に利益型、権利型、権力（パワー）型の3つの方法を示した。

紛争では、人々のなんらかの利益が危うくなっている。また、なんらかの準拠枠や権利が、公正な結果の方向を指示する標識となっている。さらに、紛争当事者間には何らかの力関係が存在する。これらが、あらゆる紛争解決への基礎となる3要素、利益、権利、権力になる。紛争の解決では、当事者はこの3つの基本要素に焦点を絞り込むことになる。すなわち、①自分たちの重要な利害を調整しようとする、②誰に権利があるかを決定しようとする、あるいは③誰により大きな権力があるかを決めようとする（ユーリ他、邦訳、p.5.）。

図1 紛争解決への3つのアプローチ



出所：ユーリ、ブレット&ゴールドバーグ、邦訳、p.9

紛争当事者の要求、そして相手からの拒絶は、それぞれのポジションになる。ポジションの根拠ないし動機・理由にあるのが、自身の利益・利害(interests)である。ここでいう利益には、金銭をはじめとする数量化しうるものと、不安や懸念あるいは欲求や安心などにわかには数量化しにくい心理的なものがある。

当事者が互いに相手の要求や拒絶の裏側にある関心や懸念を掘り起こし、利害が衝突しあう中で譲歩や交換を重ね、創造的な解決案を工夫して作り出す作業は、ウォルトン&マッカーシー (Walton & McKersie) が統合型交渉といい (Walton & McKersie, Ch.4-6)、フィッシャーとユーリ (Fisher & Ury) が利益中心型として展開し (Fisher & Ury, 1981)、現代の交渉学が推奨する理論と実務の基礎となっている。

紛争解決交渉も、当事者間の利害を焦点として、統合的ないし創造的な解決策を探求するのが基本ではあるものの、紛争状況においては、要求する側も拒否する側も、それぞれに自己を正当とする根拠があつてポジションをとっている。また、対立する利害には、相手の行動によって自身の利益が不当に損なわれているという認識があり、これが感情に作用し、ひいては被害者意識して深まる場合がある。そうした感情的作用や圧力のある中では、互いに相手の理解を深めるといふ努力や解決案の策定のためにクリエイティビティを發揮する、ということが容易ではなくなるのも、我々の暮らす社会の現実である。

ユーリ、ブレット&ゴールドバーグが、利益型では解決しえない紛争へのアプローチとした第二の方法は、権利の所在を決めるものである。ここでいう権利とは、法律や契約として公式に定められているものはもとより、慣例あるいは前例や前任・年功順位のように行動の標準として社会的に受容されているものもある。ただし、権利関係が明確だとは限らない場合も多く、権利の適用基準が違うことはよくあるし、相反する基準が現れることもある。権利や基準についての合意が、当事者の獲得内容に直結するため、当事者間ではその合意が成立せず、この決定を第三者に委ねざるを得ないことはしばしば起こる。訴訟により、司法という公式権限の場での判決にゆだねるのはその典型である。

ユーリらの第三の方法は、権力によるアプローチである。彼らの権力の定義は、自分の希望を通すために相手に譲歩させる能力であり、その行使には2つの形態がある。一つは、攻撃行動であり、恫喝、破壊行為、物理的攻撃などがある。もう一つが、相手へのメリットを遮断する、たとえば従業員がストライキによって労働を留保する行動である (ユーリ他、邦訳、pp.6-9)。

わたしたちはさまざまな相互依存関係の中で生活しているが、力関係は他者への依存度によっても測られる。そしてその依存度は、とりうる選択肢の質によっても測られる。別稿の事例研究でより詳しく分析するが、前述の開発事業によって移転を余儀なくされる住民が社会的弱者とされる理由の一つ、とりうる選択肢がないこと、あつてもその内容が移転後の生活に不十分であるためである。

紛争当事者が互いに知恵と創造性を發揮して、双方にメリットとなる解決策を考案できることが理想だが、わたしたちの住む現実の世界が残念ながら、それだ

けでは足りない、状況によっては諸コストのかかりがちな権利や権力の行使が必要になるという実情を認識したところに、ユーリ、ブレット&ゴールドバーグの利益・権利・権力型のモデルの意義がある。

(4) 解決の評価規準

利益型での解決が見込めないときには、権利型や権力型のアプローチをとることになるが、どのアプローチをとるのをよしとするのか。紛争解決へのアプローチの検討は、解決の過程と成果にかかる費用ともたらされる便益が基準になる。

ユーリ、ブレット&ゴールドバーグは、より良さを求めるための規準として、①取引コスト、②結果への満足度、③関係への影響、④紛争の再発予防、を示している。

第1に、取引コストが低いこと。紛争にかかる諸費用には、数量化できる経済的なコストはもとより失われる時間、機会費用、あるいは精神的ストレスや心理的エネルギーなど数量化しにくい資源も含まれる。

第2は、結果への満足度が高いこと。紛争解決の結果には2つの側面がある。まず、紛争における自分の主張が実現したかどうか、がある。要求が通れば、満足度は高まるし、仮に通らない場合は不満ではあろうが、なにもアクションを起こさずに黙って我慢した、という場合よりも満たされるものがあるかもしれない。

もう一つはプロセスである。自分の主張が通らなくても、解決のための交渉過程で、自分が正当に扱われた、手続が公正であったという実感があれば、主張が通らなかったのは不本意ではあっても、結果は受け入れる、ということもありうる。ということは、結果も不当だが、プロセスも不公正だ、という帰結もありうるということでもある。

第3は、解決が関係にポジティブな影響をもたらすこと。紛争当事者間の関係への長期的な影響も考慮すべきである。かつてフォレットが工学的な視点からコンフリクトには効用があることを論じた。コンフリクトが紛争として表面化し、解決への取り組みがなされたことで、当事者の経験知が育つだけでなく、新たな価値や構想につながることもある。JICAの環境社会配慮ガイドラインに異議申立手続が用意され、それが稼働していることは、本来は相手国の責務の領域と丸投げせず、非自発的移転を余儀なくされた住民の不服に対応する姿勢という倫理的価値の具現化することの意義がある。

第4は、解決が持続可能であること。対症療法的に個別の事案を收拾しても、同様の紛争が再発するのを防止できなければ、再び同じように諸コストがかかることになる。特に紛争が構造的なところから発生している場合には、問題の再発可能性が高い。再発予防の要素が解決内容とプロセスに組み込まれていることが望ましい。

ユーリ、ブレット&ゴールドバーグは、この4つの規準が相互に関係していること、つまり結果への不満は当事者の関係にストレスを残し、紛争の再発につながり、取引コストの上昇をもたらすことへの警鐘を鳴らす。一般には、複数のコストが同時に増減するので、この4つの規準を合わせた紛争の総コストが下がる

アプローチととること、そしてこれらを踏まえた制度設計を提唱している（ユーリ他、邦訳、pp.11-14）。

1 本稿は科学研究費助成事業（研究課題/領域番号 20K22102）による研究成果の一部である。

2 Asia Development Bank, (2007), *Compensation and Valuation in Resettlement: Cambodia, People's Republic of China, and India. Capacity Building for Resettlement Risk Management*, Asia Development Bank.

3 独立行政法人国際協力機構（JICA）、(2010)『環境社会配慮ガイドライン』、独立行政法人国際協力機構

4 上記ガイドラインの表題は和文表記では「環境社会配慮」であるが、英文では *Environmental and Social Considerations* である。ガイドライン文中の記述もほぼ表題通りであるが、ここに引用した 6 ページでは「環境・社会的影響」の表記が用いられている。日常的な用法での環境は、特に開発事業との文脈からは自然環境であり、開発の副作用として自然破壊や自然環境汚染が引き起こされることへの懸念を想起させる。しかし、広義の環境には、外部環境と内部環境、そして外部環境には経済的、政治的、社会的側面をはじめとした複数の領域がある。たとえば Lawrence, P.R., & Lorsch, J.W., (1967), *Organization and Environment*, Harvard Business School Press, pp.8-10, Ury, W.L., Brett, J.M., & Goldberg, S.B., (1988), *Getting Disputes Resolved: Designing Systems to Cut the Costs of Conflict*, Jossey-Bass, p.22. このガイドライン 6 頁の「環境・社会的」の中黒記号の意味は小さくなく、本稿では当ガイドラインの表題表記に従うが、環境的配慮と社会的配慮の峻別を（重複する領域と合わせて）意識しており、特に社会的配慮をみている。

5 独立行政法人国際協力機構、(2020 年)『環境社会配慮ガイドライン：レビュー調査（最終報告書）』

https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ku57pq00002izi45-att/final_report.pdf

6 森浩、「日本支援のインド高速鉄道が抗議活動に直面 補償不足に説明不足…住民 5 万人がデモ」『産経新聞』（産経デジタル 2018 年 7 月 13 日）

7 <http://www.mekongwatch.org/report/burma/thilawa.html>

8 メコン・ウォッチ、(2014)「ミャンマー・ティラワ経済特別区（SEZ）開発事業：JICA 異議申立制度に基づく住民の申立書 概要」

http://www.mekongwatch.org/PDF/Thilawa_Objection_SummaryJP.pdf

9 国際協力機構・環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立審査役、(2014)『ミャンマー連邦共和国ティワラ SEZ 開発事業 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立てに係る調査報告書』

10 たとえば、ある鉱夫の休日出勤の割り当てへの不満が仲裁段階まで挙げられていた。その要求が通ると鉱夫には割増賃金が支払われるが、会社と組合がこの裁定に払う経費は、その割増賃金の少なくとも 3 倍になる。しかも、休日の作業配置の基準は以前から労使協約に明記されており、特殊な事案はほとんどなく、どの仲裁でも判定は同じだった（p.151）。

11 たとえば、Walton, R.E., & McKersie, R.B., (1965), *A Behavioral Theory of Labor Negotiations: An Analysis of a Social Interaction System*, New York &

London, McGraw-Hill, pp.2-3, Sheppard, B.H., (1984), "The Third Party Conflict Intervention: A Procedural Framework," in B.M. Staw & L.L. Cummings, eds., *Research in Organizational Behavior*, Vol.6., p.142, Greenwich, CT, JAI Press, Thomas, K., (1976), "Conflict and Conflict Management, in M.D. Dunnette, ed., *Handbook of Industrial and Organizational Psychology*, Pacific Palisades, CA, Goodyear Publishing, p.890.

参考文献

- Bakke, E.W., (1946), *Mutual Survival: The Goal of Unions and Management*, New York, NY., Harper & Brothers.
- Brett, J., (2014), *Negotiating Globally: How to Negotiate Deals, Resolve Disputes, and Make Decisions across Cultural Boundaries*, 3rd. ed., San-Francisco, CA., New York, NY. Jossey-Bass.
- Felstiner, W.L.F., Abel, R. L., & Sarat, A., (1980-81), "The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, Claiming..." *Law & Society Review*, Vo.15, No.3-4, pp.631-654, Wiley
- Fisher, R., & Ury, W., (1981), *Getting to YES: Negotiating Agreement without Giving In*, Boston, MA, Houghton Mifflin
- Lawrence, P.R., & Lorsch, J.W., (1967), *Organization and Environment*, Boston, MA., Harvard Business School Press, pp.8-10
- Metcalf, H.C., & Urwick, L., eds. (1940), *Dynamic Administration: The Collected Papers of Mary Parker Follett*, Harper & Brothers Publishers.
- Sheppard, B.H., (1984), "The Third Party Conflict Intervention: A Procedural Framework," in Staw, B.M. & Cummings, L.L., eds., *Research in Organizational Behavior*, Vol.6., p.142, Greenwich, CT, JAI Press,
- Thomas, K., (1976), "Conflict and Conflict Management, in M.D. Dunnette, ed., *Handbook of Industrial and Organizational Psychology*, Pacific Palisades, CA, Goodyear Publishing, p.890.
- Ury, W.L., Brett, J.M., & Goldberg, S.B., (1988), *Getting Disputes Resolved: Designing Systems to Cut the Costs of Conflict*, San-Francisco, CA., Jossey-Bass. (奥村哲史 (訳) (2002) 『「話し合い」の技術：交渉と紛争解決のデザイン』白桃書房)
- Walton, R.E., & McKersie, R.B., (1965), *A Behavioral Theory of Labor Negotiations: An Analysis of a Social Interaction System*, New York & London, McGraw-Hill.

(2022年1月5日受理)